

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十二条の二、第六十三条第一項ただし書、第六十五条の二第一項ただし書、第六十六条第六項第十二号、第六十七条第二項ただし書及び第六十七条第五項第十四号並びに金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第一条の三の三第五号及び第六号、第二十六条の二の二第五項、第三十六条の二第一項並びに第三十六条の三の規定に基づき、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年 月 日

内閣総理大臣 石破 茂

金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正）

第一条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をごこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍

線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(持株会) 第六条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項の「被支配会社等」とは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社に該当する会社又は会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社に該当する会社をいう。</p> <p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）</p> <p>第七条 令第一条の三の三第六号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>二の二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第六十六条第五項に規定する特定関係法人</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(持株会) 第六条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 第一項の「被支配会社等」とは、会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社に該当する会社をいう。</p> <p>（出資対象事業に係る収益の配当等を受領する権利から除かれるもの）</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>二の二 投資証券（法第二条第一項第十一号に掲げる投資証券をいう。以下同じ。）の発行者である投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人をいう。以下この号及び第十条第一項第二号において同じ。）の資産運用会社（同法第二条第二十一項に規定する資産運用会社をいう。以下この号において同じ。）又はその特定関係法人（法第六十六条第五項に規定する特定関係法人</p>

<p>をいい、その子会社（会社法第二条第三号に規定する子会社をいう。）に該当する会社を含む。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）に基づく権利</p> <p>三 「略」</p> <p>2 前項第一号の「関係会社」とは、次の各号のいずれかに該当する会社をいう。</p> <p>一 前条第三項に規定する被支配会社等</p> <p>「二・三 略」</p>	<p>をいい、その被支配会社等（前条第三項に規定する被支配会社等をいう。）を含む。以下この号において同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付け（金融商品取引業者に媒介、取次ぎ又は代理の申込みをして行うものに限る。）を、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行うことを約する契約（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たないものに限る。）に基づく権利</p> <p>三 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社</p> <p>「二・三 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

(上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令の一部改正)

第二条 上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令(平成十五年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(一般的記載事項等)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 同一の株主総会に関して被勧誘者に提供する参考書類に記載すべき事項のうち、株主総会参考書類(会社法第三百一条第一項(同法第三百二十五条において準用する場合を含む。))に規定する株主総会参考書類をいう。以下この項及び第四十四条において同じ。)、議決権行使書面(同法第三百一条第一項(同法第三百二十五条において準用する場合を含む。))に規定する議決権行使書面をいう。以下この項及び第四十四条において同じ。及びその他当該株主総会に関する書面に記載している事項又は令第三十六条の二第二項若しくは同法第二条第三十四号に規定する電磁的方法(以下この項において「電磁的方法」という。))により提供する事項がある場合には、これらの事項は、被勧誘者に対して提供する参考書類に記載することを要しない。この場合においては、株主総会参考書類又は議決権行使書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。</p> <p>3 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行会社により会社法第三百二十五条の三第一項(同法第三百二十五条の七において準用する場合を含む。第四十四条において同じ。))の規定による電子提供措置(同法第三百二十五条の二に規定する電子提供措置をいう。第</p>	<p>(一般的記載事項等)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 同一の株主総会に関して被勧誘者に提供する参考書類に記載すべき事項のうち、株主総会参考書類(会社法第三百一条第一項(同法第三百二十五条において準用する場合を含む。))に規定する株主総会参考書類をいう。以下この項及び第四十四条において同じ。)、議決権行使書面(同法第三百一条第一項(同法第三百二十五条において準用する場合を含む。))に規定する議決権行使書面をいう。以下この項及び第四十四条において同じ。及びその他当該株主総会に関する書面に記載している事項又は令第三十六条の二第二項若しくは同法第二条第三十四号に規定する電磁的方法(以下この条において「電磁的方法」という。))により提供する事項がある場合には、これらの事項は、被勧誘者に対して提供する参考書類に記載することを要しない。この場合においては、株主総会参考書類又は議決権行使書面に記載している事項又は電磁的方法により提供する事項があることを明らかにしなければならない。</p> <p>「項を加える。」</p>

四十四条において同じ。)がとられているものがある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第九十五条の三第一項第一号に掲げる事項を記載しなければならない。

4|| 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行人が会社法第三百二十五条の三第三項の規定により同項に規定する開示用電子情報処理組織を使用して提出の手続を行った有価証券報告書(添付書類及びこれらの訂正報告書を含む。第四十四条において同じ。)に記載しているもの(同法第三百二十五条の三第一項各号に掲げる事項のうち定時株主総会に係るもの限り、議決権行使書面に記載すべき事項を除く。)がある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、会社法施行規則第九十五条の三第一項第二号に掲げる事項を記載しなければならない。

5|| [略]

6|| 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行人により会社法施行規則第九十四条第一項に規定する措置が執られているものがある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、同条第二項に規定するものを記載しなければならない。

7|| [略]

(書類の写し等の提出を要しない場合)

第四十四条 令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める場合は、

「項を加える。」

3|| [同上]

4|| 参考書類に記載すべき事項のうち、当該発行人により会社法施行規則(平成十八年法務省令第十二号)第九十四条第一項に規定する措置が執られているものがある場合には、これらの事項は、参考書類に記載することを要しない。この場合においては、同条第二項に規定するものを記載しなければならない。

5|| [同上]

(書類の写し等の提出を要しない場合)

第四十四条 令第三十六条の三に規定する内閣府令で定める場合は、

<p>同一の株主総会に関して株式の発行会社の株主（当該総会において議決権を行使することができる者に限る。）の<u>全て</u>に対し、株主総会参考書類が交付されている場合又は株主総会参考書類に記載すべき事項について会社法第三百二十五条の三第一項の規定による電子提供措置がとられている場合若しくは株主総会参考書類に記載すべき事項（定時株主総会に係るものに限る。）について同条第三項の規定により同項に規定する開示用電子情報処理組織を使用して提出の<u>手続</u>を行った場合における有価証券報告書に記載されている場合であり、かつ、議決権行使書面が交付されている場合又は議決権行使書面に記載すべき事項について同条第一項の規定による電子提供措置がとられている場合とする。</p>	<p>同一の株主総会に関して株式の発行会社の株主（当該総会において議決権を行使することができる者に限る。）の<u>すべて</u>に対し株主総会参考書類及び議決権行使書面が交付されている場合とする。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第三条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)</p> <p>第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引(第二十号から第三十六号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。)とする。</p> <p>〔一〇十一 略〕</p> <p>十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資(優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。)の分割、次に掲げる有価証券(以下この章において「投資信託受益証券等」という。)に係る受益権の分割(外国におけるこれに相当するものを含む。)及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。)の分割(以下この号において「株式分割等」という。)、株式無償割当て(会社法第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は剰余金の配当を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付又は剰余金の配当により割り当てられた</p>	<p>(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)</p> <p>第九条の三 「同上」</p> <p>〔一〇十一 同上〕</p> <p>十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資(優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。)の分割、次に掲げる有価証券(以下この章において「投資信託受益証券等」という。)に係る受益権の分割(外国におけるこれに相当するものを含む。)及び投資口(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十四項に規定する投資口をいう。以下同じ。)の分割(以下この号において「株式分割等」という。)、株式無償割当て(会社法第八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。)、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換、株式移転又は株式交付により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益</p>

株式（剰余金の配当の場合にあつては、その剰余金の配当の直前において当該有価証券の発行者の子会社（同法第二条第三号に規定する子会社をいう。第二十三条第一号ホ、第三十条第一項第六号の二及び第四十九条第一項第一号ハにおいて同じ。）であつた会社の株式に限る。）、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

「イ」チ 略」

「十三」三十六 略」

「2・3 略」

（取引の公正の確保のため適当と認められる方法）

第二十三条 上場等株券等の発行者が次に掲げる方法により、会社法第五百五十六条第一項（同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定、投資信託及び投資法人に関する法律第八十条の五第二項の規定により読み替えて適用する同法第八十条の二第一項の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券等の買付け等を行う場合には、第十七条から第二十条までの規定は適用しない。

一 取引所金融商品市場における上場等株券等の買付け等（次号に規定する上場等株券等の買付け等を除く。）のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法

証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。

）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

「イ」チ 同上」

「十三」三十六 同上」

「2・3 同上」

（取引の公正の確保のため適当と認められる方法）

第二十三条 「同上」

一 「同上」

「イ」ニ 略」

ホ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う前に、当該上場等株券等の発行者の業務執行を決定する機関が当該上場等株券等の売付け（当該上場等株券等の発行者又はその子会社若しくは関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第四十九条第一項第一号ハにおいて同じ。）に対する役務の提供の対価として個人に対して行うものを除く。以下この条において同じ。）又はその委託等を行うことについての決定をした場合にあつては、当該決定をした旨を公表した日の翌日から起算して一営業日が経過する日までの間、当該方法による当該上場等株券等の買付け等を行わないこと。

二 取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、金融商品取引所が適当と認める方法

「イ」ニ 略」

ホ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う前に、当該上場等株券等の発行者の業務執行を決定する機関が当該上場等株券等の売付け又はその委託等を行うことについての決定をした場合にあつては、当該決定をした旨を公表した日の翌日から起算して一営業日が経過する日までの間、当該方法による当該上場等株券等の買付け等を行わないこと。

三 店頭売買有価証券市場における上場等株券等の買付け等（次号

「イ」ニ 同上」

「号の細分を加える。」

二 「同上」

「イ」ニ 同上」

「号の細分を加える。」

三 「同上」

に規定する上場等株券等の買付け等を除く。)のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

「イ〜ニ 略」

ホ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う前に、当該上場等株券等の発行者の業務執行を決定する機関が当該上場等株券等の売付け又はその委託等を行うことについての決定をした場合にあっては、当該決定をした旨を公表した日の翌日から起算して一営業日が経過する日までの間、当該方法による当該上場等株券等の買付け等を行わないこと。

四 店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄に係る上場等株券等の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

「イ〜ニ 略」

ホ 当該方法による上場等株券等の買付け等を行う前に、当該上場等株券等の発行者の業務執行を決定する機関が当該上場等株券等の売付け又はその委託等を行うことについての決定をした場合にあっては、当該決定をした旨を公表した日の翌日から起算して一営業日が経過する日までの間、当該方法による当該上場等株券等の買付け等を行わないこと。

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

「イ〜ニ 同上」
「号の細分を加える。」

四 「同上」

「イ〜ニ 同上」
「号の細分を加える。」

(取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権)

第二十四条 法第六十三條第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に係る議決権とする。

一 〔略〕

二 有価証券関連業（法第二十八條第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五十九條第一項第十四号ロ(1)及び第六十二條第一項第二号において同じ。）を行う者が有価証券の引受け（法第二條第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三 〔略〕

（報告書の提出を要しない場合）

第三十條 法第六十三條第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等の被支配会社等（定義府令第六條第三項に規定する被支配会社等をいう。以下同じ。）の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行った場合（当該上場会社等が会社法第五十六條第一項（同法第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買

第二十四条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 有価証券関連業（法第二十八條第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五十九條第一項第十四号ロ(1)及び第六十二條第二号において同じ。）を行う者が有価証券の引受け（法第二條第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三 〔同上〕

（報告書の提出を要しない場合）

第三十條 〔同上〕

一 〔同上〕

二 上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行った場合（当該上場会社等が会社法第五十六條第一項（同法第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けていた株券以

付けていた株券以外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等を行つた場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）

〔三〇六 略〕

六の二 上場会社等（上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。）の資産運用会社又はその特定関係法人（法第六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社に該当する会社を含む。以下同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。）

〔七〇五 略〕

〔項を削る。〕

2|| 前項第四号及び第五号に規定する関係会社とは、次の各号のい

外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等を行つた場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）

〔三〇六 同上〕

六の二 上場会社等（上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。）の資産運用会社又はその特定関係法人（法第六十六条第五項に規定する特定関係法人をいい、その子会社（会社法第二十九条第一項第一号ハ、第五十九条第二項及び第六十三条第二項において同じ。）に該当する会社を含む。以下同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。）

〔七〇五 同上〕

2|| 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社に該当する会社をいう。

3|| 第一項第四号及び第五号に規定する関係会社とは、次の各号のい

れかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 被支配会社等

〔二・三 略〕

（特定組合等の組合員に係る売買に関する報告）

第四十条 〔略〕

〔2・3 略〕

4 法第六十五条の二第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 〔略〕

二 特定組合等（当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等の被支配会社等の役員又は従業員を含む。以下この号において同じ。）であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。以下この号及び次号において同じ。）の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを行った場合（当該上場会社等が会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けしていた株券以外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行った場合に限る。）であって、当該買付けが一定の計画に従い

ずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 関連会社（会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第二十条第三項第二十一号に規定する関連会社をいう。第四十九条第一項第一号ハ、第五十九条第三項第一号及び第六十三条第三項第一号において同じ。）

〔二・三 同上〕

（特定組合等の組合員に係る売買に関する報告）

第四十条 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

一 〔同上〕

二 特定組合等（当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の役員又は従業員（当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号において同じ。）であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。次号において同じ。）の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを行った場合（当該上場会社等が会社法第五十六条第一項（同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けしていた株券以外のものを買い付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行った場合に限る。）であ

、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）又は当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の株券の売付け（当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該上場会社等の株券（同法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券に限る。）の売付けに限る。）を行った場合に

三 特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）又は当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の売付け（当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該上場会社等の株券（会社法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券に限る。）の売付けに限る。）を行った場合に

四 特定組合等（当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の関係会社の役員又は従業員であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。以下この

つて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）

三 特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（当該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限る。）

四 特定組合等（当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の関係会社の役員又は従業員であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。次号にお

号及び次号において同じ。)の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限り。同号において同じ。)又は当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の株券の売付け(当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該上場会社等の株券(会社法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券に限り。)の売付けに限る。)を行つた場合

五 特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(当該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限り。)又は当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の売付け(当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該上場会社等の株券(会社法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券に限る。)の売付けに限る。)を行つた場合

いて同じ。)の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等を行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限り。同号において同じ。)

五 特定組合等の組合員が信託業を営む者と信託財産を当該上場会社等の株券に対する投資として運用することを目的とする信託契約を締結し、当該信託業を営む者が当該特定組合等の組合員の指図に基づき当該上場会社等の株券の買付けを行つた場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合(当該特定組合等の組合員を委託者とする信託財産と他の特定組合等の組合員を委託者とする信託財産とが合同して運用される場合に限り。)

六 特定組合等（当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の取引関係者（当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者（法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。以下この号において同じ。）の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等して行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。）又は当該特定組合等の組合員が当該上場会社等の株券の売付け（当該特定組合等を脱退する各組合員の持分に係る当該上場会社等の株券（会社法第百八十八条第一項に規定する一単元の株式の数に満たない数の株式のみに係る株券に限る。）の売付けに限る。）を行った場合。

〔七十三 略〕

〔項を削る。〕

5|| 前項第四号に規定する関係会社とは、第三十条第二項各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

六 特定組合等（当該特定組合等の組合員の全員が上場会社等の取引関係者（当該上場会社等の指定する当該上場会社等と取引関係にある者（法人その他の団体にあつてはその役員を含み、個人にあつてはその事業に関して当該上場会社等と取引関係にある場合に限る。）をいう。以下この号において同じ。）であり、共同して当該上場会社等の株券の買付けを行うことを約する契約に基づくものに限る。）の組合員が当該上場会社等の株券の買付けを金融商品取引業者に委託等して行った場合であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各取引関係者の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。）

〔七十三 同上〕

5|| 前項第二号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社に該当する会社をいう。

6|| 第四項第四号に規定する関係会社とは、第三十条第三項各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等の被支配会社等の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行う場合(当該上場会社等が会社法第五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。)

「五〇十四 略」

「項を削る。」

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 「同上」

「一〇三 同上」

四 上場会社等の役員又は従業員(当該上場会社等が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。)が当該上場会社等の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の株券又は投資証券の買付けを行う場合(当該上場会社等が会社法第五十六条第一項(同法第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づき買付けた株券以外のものを買付けたときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。)であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合(各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。)

「五〇十四 同上」

2) 前項第四号に規定する当該上場会社等が他の会社を直接又は間接

2|| 前項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 被支配会社等

〔二・三 略〕

（株券等に係る買付け等に準ずるもの）

第六十条 令第三十三条の三第七号に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる取引について、当該各号に定めるものとする。

一 株券等（法第六十七条第一項に規定する株券等をいう。第六十二条第一項及び第六十二条の二を除き、以下同じ。）に係る法第二十一条第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者（売方関連株券等の場合）にあつては、支払う立場の当事者。以下この条及び次条において同じ。）となるもの

〔二〇十六 略〕

（公開買付け等事実に係る軽微基準）

第六十二条 法第六十七条第二項ただし書に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準は、公開買付け等事実（同条第三項に規定する公開買付け等事実をいう。

に支配している場合における当該他の会社とは、当該上場会社等の子会社に該当する会社をいう。

3|| 第一項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次の各号のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一 関連会社

〔二・三 同上〕

（株券等に係る買付け等に準ずるもの）

第六十条 〔同上〕

一 株券等（法第六十七条第一項に規定する株券等をいう。第六十二条及び第六十二条の二を除き、以下同じ。）に係る法第二十一条第二号に掲げる取引 現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者（売方関連株券等の場合）にあつては、支払う立場の当事者。以下この条及び次条において同じ。）となるもの

〔二〇十六 同上〕

（公開買付け等事実に係る軽微基準）

第六十二条 〔同上〕

第六十三条第一項において同じ。）のうち令第三十一条に規定する買集め行為に係るものであって、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 当該買集め行為により各年において買い集める株券等（令第三十一条に規定する株券等をいう。以下この項において同じ。）の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。以下この条において同じ。）の数の百分の二・五未満であるものに係ること。

二 「略」

三 次に掲げる者（株券等を買集める者（その者と共同して買い集める者がいる場合には、当該共同して買い集める者を含む。以下この号において同じ。）との間で、共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該株券等の発行者の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該株券等を買集めた後に相互に当該株券等を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している者に限る。）を相手方として行うものに係ること。

イ 株券等を買集める者である個人（その配偶者並びに一親等内の血族及び姻族を含む。以下この条において同じ。）の被支配法人等

ロ 株券等を買集める者である法人等（法人その他の団体をいう。以下この条において同じ。）を被支配法人等とする個人

2|| 個人とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の議決権（社債、株式等の振替に関

一 当該買集め行為により各年において買い集める株券等（令第三十一条に規定する株券等をいう。以下この条において同じ。）の数が当該株券等の発行者の総株主等の議決権（法第二十九条の四第二項に規定する総株主等の議決権をいう。）の百分の二・五未満であるものに係ること。

二 「同上」

「号を加える。」

「項を加える。」

する法律（平成十三年法律第七十五号）第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項（これらの規定を同法第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条（第二号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は出資に係る議決権を含む。次項において「対象議決権」という。）を自己又は他人の名義をもって保有する場合には、当該他の法人等は、当該個人の被支配法人等とみなして、前項第三号及びこの項の規定を適用する。

3|| 第一項第三号及び前項の「被支配法人等」とは、個人が他の法人等の総株主等の議決権の数の百分の五十を超える数の対象議決権を自己又は他人の名義をもって保有する場合における当該他の法人等をいう。

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条 法第六十七條第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

「項を加える。」

（公開買付け等に係る規制の適用除外）

第六十三条 「同上」

「一〇三 同上」

四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員（当該発行者の被支配会社等の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けした株券以外のものを買付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）

〔五〇十四 略〕

〔項を削る。〕

2|| 前項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一|| 被支配会社等

〔二・三 略〕

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

四 公開買付け等に係る上場等株券等又は上場株券等の発行者の役員又は従業員（当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社の役員又は従業員を含む。以下この号及び次号において同じ。）が当該発行者の他の役員又は従業員と共同して当該発行者の株券又は投資証券の買付けを行う場合（当該発行者が会社法第百五十六条第一項（同法第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき買付けした株券以外のものを買付けるときは、金融商品取引業者に委託等をして行う場合に限る。）であつて、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が二百万円に満たない場合に限る。同号において同じ。）

〔五〇十四 同上〕

2|| 前項第四号に規定する当該発行者が他の会社を直接又は間接に支配している場合における当該他の会社とは、当該発行者の子会社に該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

3|| 第一項第六号及び第七号に規定する関係会社とは、次のいずれかに該当する会社（上場会社等を除く。）をいう。

一|| 関連会社

〔二・三 同上〕

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、令和七年六月十二日から施行する。ただし、第三条中有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第二十三条の改正規定は、同年八月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第三条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの) 第二百二十三条 法第四十条第二号に規定する内閣府令で定める状況は、次に掲げる状況とする。 「一〇二十六 略」 二十七 令第三十一条に規定する買集め行為であつて、取引等規制府令第六十二条に定める基準(同条第二号に係るものに限る。)に係るものを行う場合において、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況 「イ・ロ 略」 「二十八〇三十六 略」 「二〇一十六 略」</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>(業務の運営の状況が公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがあるもの) 第二百二十三条 「同上」 「一〇二十六 同上」 二十七 令第三十一条に規定する買集め行為であつて、取引等規制府令第六十二条に定める基準(同条第二号に係るものに限る。)に係るものを行う場合において、次に掲げる措置を講じていないと認められる状況 「イ・ロ 同上」 「二十八〇三十六 同上」 「二〇一十六 同上」</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。